

大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯灯を設置し、及び管理する自治会、PTAその他市長が適当と認める団体（以下「補助対象団体」という。）に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯 犯罪の防止及び交通の安全を図るため道路を照明するもので、灯柱又は電柱等に灯具を取り付け、終夜点灯できるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 商店街等の振興を目的とするもの

イ マンション、アパート、住宅等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

ウ 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの

(2) 灯柱 防犯灯を構成するもののうち専用柱として使用されるものをいう。

(3) 灯具 防犯灯を構成するもののうち灯柱を除くものをいう。

(4) 自治会はざま防犯灯 道路に隣接する住居（以下この号において「住居」という。）

の存しない区間が100メートル以上あり、かつ、当該区間の両端の住居が異なる自治会の区域に属することとなる道路の区間を照明するための防犯灯（次号に掲げるものを除く。）をいう。

(5) 指定区域内防犯灯 大分市域内過疎対策事業基本要綱（平成14年4月1日施行第2条に規定する対象地域内に設置される防犯灯をいう。

(6) 一般防犯灯 前2号に掲げるものを除く防犯灯をいう。

(7) P T A 大分市立小学校設置条例（昭和39年大分市条例第37号）又は大分市立中学校設置条例（昭和39年大分市条例第38号）に規定する小学校又は中学校において、児童又は生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者及び教職員をもって組織する団体をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自治会、P T A（当該校区内において指定された通学路に設置する場合に限る。）その他市長が適当と認める団体とする。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、防犯灯設置・管理費補助金交付申請書（様式第1号）に別表の補助金の種類ごとに掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 規則第5条の規定による通知は、防犯灯設置・管理費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第9条の規定による実績報告は、防犯灯設置・管理費補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

ならない。

(1) 領収書の写し等

(2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第7条 規則第10条の規定による通知は、防犯灯設置・管理費補助金交付確定通知書

(様式第4号)により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を

受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがで

きる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部につ

いて期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に次項の規定による廃止前の大分市防犯灯補助金交付要綱

(平成7年4月1日施行)の規定により、防犯灯を設置し、又は補修したものに係る

補助金の交付については、なお従前の例による。

(大分市防犯灯補助金交付要綱の廃止)

- 3 大分市防犯灯補助金交付要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱様式第1号及び様式第3号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別 表 （第3条、第4条関係）

防犯灯区分	補助金の種類	補助対象経費	補助金の額（1灯当たり）	申請書添付書類
一般防犯灯	防犯灯設置費補助金	光源に発光ダイオードを使用した防犯灯（以下「ＬＥＤ防犯灯」という。）の灯具の新設、交換及び移設（電柱等既設物への取付け）に直接要する経費（ただし、消費電力が１０Ｗ以下のＬＥＤ防犯灯の灯具代は補助対象経費から除く。）	補助対象経費の３分の２以内の額（千円未満切捨て）とし、１万円（消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯を設置する場合は、２万６千円）を限度とする。	（１）見積書の写し （ただし、補助対象経費が２０万円以上の場合は２社、５０万円以上の場合は３社以上の見積書） （２）設置予定箇所の位置図 （３）その他市長が必要と認める書類
		灯柱及び灯具の新設、交換及び移設に直接要する経費（ただし、消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯以外の灯具代は補助対象経費から除く。）	補助対象経費の３分の２以内の額（千円未満切捨て）とし、４万５千円（消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯を設置する場合は、６万１千円）を限度とする。	
		灯柱の交換に直接要する経費	補助対象経費の３分の２以内の額（千円未満切捨て）とし、４万５千円を限度とする。	
	防犯灯管理費補助金	管球、安定器、自動点滅器等の取替並びに灯柱及び灯具の塗装、補修等管理に直接要する経費（ただし、１灯当たりの経費が３千円未満のものは除く。）	補助対象経費の３分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、７千円を限度とする。	（１）見積書の写し （ただし、補助対象経費が２０万円以上の場合は２社、５０万円以上の場合は３社以上の見積書） （２）当該防犯灯の位置図 （３）その他市長が必要と認める書類
自治会はざま防犯灯及び指定区域内防犯灯	防犯灯設置費補助金	ＬＥＤ防犯灯の灯具の新設、交換及び移設（電柱等既設物への取付け）に直接要する経費（ただし、消費電力が１０Ｗ以下のＬＥＤ防犯灯の灯具代は補助対象経費から除く。）	補助対象経費の１０分の９以内の額（千円未満切捨て）とし、１万３千円（消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯を設置する場合は、３万６千円）を限度とする。	（１）見積書の写し （ただし、補助対象経費が２０万円以上の場合は２社、５０万円以上の場合は３社以上の見積書） （２）設置予定箇所の位置図 （３）その他市長が必要と認める書類
		灯柱及び灯具の新設、交換及び移設に直接要する経費（ただし、消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯以外の灯具代は補助対象経費から除く。）	補助対象経費の１０分の９以内の額（千円未満切捨て）とし、６万１千円（消費電力が１０Ｗを超えるＬＥＤ防犯灯を設置する場合は、８万３千円）を限度とする。	
		灯柱の交換に直接要する経費	補助対象経費の１０分の９以内の額（千円未満切捨て）とし、６万１千円を限度とする。	
	防犯灯管理費補助金	管球、安定器、自動点滅器等の取替並びに灯柱及び灯具の塗装、補修等管理に直接要する経費（ただし、１灯当たりの経費が３千円未満のものは除く。）	補助対象経費の３分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、７千円を限度とする。	（１）見積書の写し （ただし、補助対象経費が２０万円以上の場合は２社、５０万円以上の場合は３社以上の見積書） （２）当該防犯灯の位置図 （３）その他市長が必要と認める書類